

(仮称) 第六次甲府市総合計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市は、平成18年度から「第五次甲府市総合計画」(以下「現総合計画」という。)に基づく各種施策を展開し、都市像である「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」の実現を目指してきたが、現総合計画の期間が平成27年度で終了することから、平成28年度を初年度とする(仮称)第六次甲府市総合計画を策定し、総合的、計画的なまちづくりの指針とすることとしている。

策定に当たり、広範囲にわたる基礎データの収集、市民意向や市の現状と課題などの把握、更には、それらを客観的かつ専門的に分析し、計画に反映させていく必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 第六次甲府市総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

「(仮称) 第六次甲府市総合計画策定支援業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、6でいう優先交渉権者として選考された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(3) 納入場所

甲府市企画部企画総室総合計画課

(4) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日までとする。

(5) 提案上限額

平成26年度及び平成27年度の合計額 金17,118千円(消費税及び地方消費税を含む)

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続等及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。

(4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (6) 平成21年度から平成25年度において、他市が発注した総合計画策定支援業務の受託実績を有していること。受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等、業務の一部のみを受託した実績は含まない。

4 参加に係る必要書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本手続に参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

	名称	様式及び添付書類等
ア	公募型プロポーザル 参加申込書	<第1号様式> ・代表者印等を押印のこと。
イ	業務実績書	<第2号様式> ・策定支援を行った代表的な自治体（5市以内） ・保存してある場合は、各自治体の総合計画書冊子及び契約書の写し
ウ	企画提案書	任意様式 ・仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を行うこと。 ・用紙はA4版、横書き、文字サイズ11ポイント以上とする。 ・表紙を除いて20ページ以内で両面印刷とする。 ※A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。（A4サイズに折ること。） ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は明確にすること。 ・資料は、必要最低限に留めること。
エ	業務実施体制調書	<第3号様式> ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験、担当する業務等）について記入すること。
オ	業務工程表	任意様式 ・A3版1枚に2か年度分を記載すること。 ・本市と事業者の役割分担を明示すること。
カ	見積書	任意様式 ・2か年度分の合計額と各年度ごとの積算の具体的な内訳を記載すること。 ・見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

(2) 提出部数

正1部、副10部

(3) 提出方法

持参又は郵送等

なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

平成26年6月12日（木）午後5時までとする。（持参、郵送等ともに必着）

(5) 提出先

「14 連絡先」に提出すること。

5 公募に対する質問

当該委託業務の公募に関して、質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

質問書<第4号様式>

(2) 提出方法

質問書を添付した電子メールにて提出すること。

(3) 受付期間

公募開始の日から平成26年5月26日（月）正午までとする。

(4) 回答方法

平成26年5月30日（金）までに甲府市ホームページへ掲載する。

6 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

本業務の受託者選考に当たっては、「優先交渉権者選考審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、市の職員で構成する「（仮称）第六次甲府市総合計画策定支援業務受託者選考審査委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、最も優れた企画提案を行った者を第1優先交渉権者として選考する。また、次点を第2優先交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

平成26年6月24日（火）（詳細は別途通知する。）

イ 出席者

3名以内とする。

ウ 実施方法

プレゼンテーションを20分以内とし、その後、質疑応答を20分程度行う。

なお、プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参のこと。

エ 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページへ掲載する。

オ その他

審査は非公開とする。

(3) 優先交渉権者との協議

第1 優先交渉権者は、市と仕様並びに価格等協議の上、市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、第1 優先交渉権者と協議が整わない場合、市は第2 優先交渉権者と協議を行うこととする。

また、参加申込者が1 者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

なお、優先交渉権者は、上記協議を行う際、プレゼンテーション時の質疑応答において確認された業務内容に関する記録を提出することとする。

7 契約及び支払方法

上記受託者は、市と契約を締結し受託業務を実施する。なお、市は、各年度の業務完了後、検査を経て、年度ごとの委託料を受託者に支払うこととする。

8 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (4) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

9 参加申込等に要する経費

参加申込及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

11 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届<第5号様式>を提出すること。

12 その他

- (1) 市は、提出された関係書類等は返却しない。
- (2) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (3) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

13 スケジュール

内容	期日
プロポーザルの公募開始	平成26年5月20日(火)
質問受付期間	公募開始～平成26年5月26日(月)正午まで
質問と回答の公表	平成26年5月30日(金)
参加に係る必要書類の提出期限	平成26年6月12日(木)午後5時まで

プレゼンテーション	平成26年6月24日（火）
審査結果の通知発送	平成26年6月27日（金）
契約手続	平成26年7月上旬予定

14 連絡先

甲府市企画部企画総室総合計画課（担当：里吉）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5119

FAX：055-220-6938

E-mail：sogokeikaku@city.kofu.lg.jp